

平成 23 年度第 2 回羽島市都市計画審議会（会議要旨）

日時	平成 23 年 9 月 20 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場所	羽島市役所本庁 4 階第 1 会議室
委員出席者	大野栄治委員、糸井川弘委員、高島保雄委員、大橋嘉明委員、花村聡委員、味岡弘委員、大鐘康敬委員、奥田三郎委員、加藤英輔委員、安井善保委員、安田孝司委員、小早川耕一委員、田中俊弘委員
内容	<p>1．開会</p> <p>2．あいさつ</p> <p>3．配付資料の確認</p> <p>4．出席者の確認</p> <p>13 名中 13 名出席しており、羽島市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により会議が成立する。</p> <p>5．議事録署名者の指名</p> <p>大橋委員と安田委員が議事録署名者に指名される。</p> <p>6．審議会の公開について</p> <p>羽島市情報公開条例に基づき、本審議会の会議および会議録を公開とする。</p> <p>7．審議 諮第 1 号 羽島都市計画ごみ焼却場の決定について</p> <p>羽島都市計画ごみ焼却場（名称、位置、面積）の決定について原案どおり承認される。</p> <p>8．その他</p> <p>今後の予定について説明した。</p> <p>9．閉会</p>
主な質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ焼却場の建設に反対しているのは、どのような方々か。 反対者は、地権者の方や計画予定地の周辺住民の方々である。</li> <li>・ 反対の理由は、また、何名の方が反対されているのか。 反対の理由は主に二つある。一つ目は、候補地の選定過程が合理性を欠いており、恣意的であるという理由。二つ目は、環境に対する不安があるということである。反対者の数については、39 名中 28 名の方に承諾をいただいております、残り差引 11 名の方がいまだ承諾をいただけていないという状況である。</li> <li>・ H13 年の選定理由の説明が不十分では。 平成 13 年度については、コンサルタント会社へ候補地選定業務を委託した。作成されたごみ処理施設候補地選定業務報告書の取り扱いについて組合で協議を行ったが、報告書をもとに候補地選定を行うという合意がなされず、2 市 2 町が責任を持ってそれぞれ候補地を出して選定作業を実施することで合意された。このような状況の中、羽島市は報告書に記載された候補地について検討を行い、作成当時からの状況や当該候補地の実情を勘案し、候補地選定の対象としないということで、判断をさせていただいた。</li> </ul>

- 第1回の審議会からのこの1ヶ月間、反対派との調整はあったのか。

城屋敷区については、7月15日付けで候補地選定に関する質問書が提出されたので、5月22日の城屋敷区での説明会に対する意見とあわせて、8月5日に回答文書を持参し、区長さん及び副区長さんに説明をさせていただいた。また8月3日付けで城屋敷区の方から羽島市の建設候補地選定における市内の5つのエリアに対する公文書公開請求が提出されたので、8月17日に存在しているものについて、公開をさせていただいた。

また承諾書をいただいている地権者の方に対しても面談を行い、岐阜市及び組合においても、区長さんをはじめとする役員の方と面談をさせていただき、現施設の状況や今後、次期施設へのご理解を求めたところである。

8月31日に城屋敷区の施設建設に対するご理解をいただいている地権者の方から、城屋敷区に対して、行政等の話し合いに応じるよう申入れをされたということも、お伺いしている。

また加賀野井区については、もちろん反対ではあるが、行政との話し合いはしていきたいというスタンスであり、現在も区長さん、副区長さんとの面談を行い、ご理解を求めている。
- 公聴会以降、反対派との進展がないように思えるが、建設に向けてこのスケジュールで間に合うのか。

現状ではスケジュールに本当に余裕がない。今後も施設建設に対して、地域住民の方々にご理解を賜るよう努めさせていただき、スケジュールどおりに事業が進むように全力で取り組んでいく。
- 地元住民との信頼関係の構築について、取り組みを教えて欲しい。

事業者である組合及び次期施設の地元市である羽島市は、地元貢献のための施策の実施を考えており、地域住民の皆様との話し合いの窓口を設けていただき、地元貢献のための施策について協議をしていきたいと考えている。さらに地域住民の皆様との信頼関係を構築するため施設稼働後の維持管理等に関する情報を開示する窓口として、地域住民を含めた協議会の設置等を行っていきたいと考えている。今後についても地域住民の皆様からいただいた疑問、ご意見、ご要望などに対して、十分にご理解、ご協力を得られるよう誠心誠意、努めていく。
- コンサルタント会社が選定した場所を候補地としていないとの意見があるが。

候補地選定業務を委託したコンサルタント会社が作成したごみ処理施設候補地選定業務報告書の取り扱いについて、組合で協議を行ったが、報告書をもとに候補地選定を行うという合意がなされず、2市2町が責任を持ってそれぞれ候補地を出して選定作業を実施することで合意された。

このような状況の中、羽島市は報告書に記載された候補地について検討を行い、作成当時の状況や当該候補地の実情を勘案し、候補地選定の対象としないということで、判断をさせていただいた。

- 候補地選定の際に、学識経験者を入れていないのはなぜか。

羽島市では、組合に提案するための建設可能地域の選定にあたって、市全体の問題であることから、助役を座長として法規制や各分野の計画などを把握している関係部課長で組織した一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会を設置し、選定した。これらの建設候補地の選定については、適正な手続きを経て決定されたものであると考えている。
- 公聴会で選定基準に統一性がないとの意見があるが。

組合に提案するための建設可能地域の選定にあたって、市全体の問題であることから、助役を座長として法規制や各分野の計画などを把握している関係部課長で組織した一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会を設置し、選定した。これらの建設候補地の選定については、適正な手続きを経て決定されたものであると考えている。
- 安全性に対する不安についての意見があるが。

新施設整備の基本方針において、計画地周辺地域の環境保全に可能な限り配慮した施設とし、技術的に対応可能な高水準の公害防止を行い、法に定める基準よりも厳しい自主基準により管理をすることと定めている。また環境影響評価を実施した結果、次期施設は環境の悪化を招くことはない判断もしている。施設稼働後においても、維持管理等に関する情報を開示する窓口として、地域住民の方を含めた協議会のようなものを設置し、皆様に情報開示を行っていきたいと考えている。
- 廃棄物の循環型社会の形成についての意見があるが。

事業者である組合と次期ごみ処理施設に参画する構成市町は、循環型社会の形成を計るため、平成 19 年 2 月に循環型社会形成推進地域計画を策定し、この計画などに基づき当市も含め、循環型社会の実現を目指し廃棄物の減量化を含めたそれぞれの施策に取り組んでいる。しかしながらリサイクルに適さないごみの焼却処理は必要であり、ごみ処理施設は市民生活に必要不可欠な施設であると考えている。
- ごみ焼却場を農振地域、水源地に造ることへの意見があるが。

環境影響評価を実施しており、大気拡散実験などによる予測評価を行った結果、環境影響評価準備書において周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断している。
- 煙突からの化学物質によって農産物が汚染されるのではとの意見があるが。

1 年間の現地調査も行い、施設の稼働等による現況への環境影響を予測評価した結果、しっかりした環境配慮事項及び環境保全措置を実施することにより、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断している。
- アスベストの廃棄物問題についての意見があるが。

アスベストは土壌汚染対策法に定められている汚染物質ではなく、現在大部分のアスベスト含有廃棄物は埋立て処分されている。地中に埋却された状態が継続する限り、廃棄物処理法上も問題とはならない。また地

下水についても水質検査を水質汚濁法の規制項目の健康項目等に基づき行った結果、異常値を示す項目は検出されなかった。

- ・ 排水路のダイオキシン問題について意見があるが。

環境影響評価の現地調査でダイオキシン類が環境基準を超えた排水路について、岐阜県の調査結果を考慮し、汚染状況の変動を主眼に監視を行っている。また、施設稼働後については、事業者においてモニタリング調査を実施し、その状況をお知らせする方法などを検討することが必要であると考えている。
- ・ 地権者、反対派と行政との十分な話し合いの場をもってほしい。
- ・ 地元貢献策について、今後のスケジュールを教えてください。

今後ご理解を求めて区民の方々、地元の方々をお願いしていく。
- ・ 今後の施設の作り方について、地元の方々の声を聞いて十分過ぎるくらいの配慮をいただきたい。
- ・ 最終候補地を選定した理由をもう一度説明していただきたい。

上位 3 地域を順位を付さずに組合の方へ提出した。その後、組合において、他市町から提案された 3 地域を含めた合計 6 地域の中から組合で合意された次期候補地選定評価基準に基づいて、平成 18 年 1 月に 22 年問題検討委員会で点数の高い 4 候補地に絞込みを行った。その後、平成 18 年 7 月に組合構成市町の部長会議で羽島市南部北東地域の 1 箇所に絞込みを行った。それで最終的には、8 月に組合構成団体の助役会議において、候補地を羽島市南部北東地域 1 箇所に絞込みを行い、平成 18 年 10 月に組合議会全員による決定を経まして平成 18 年 12 月 15 日に組合の管理者である岐阜市長さんから次期ごみ処理施設の建設候補地は、羽島市南部北東地域と発表がされたという流れの経緯である。
- ・ 他の市町のごみ処理場等の視察も検討していただきたい。
- ・ 当初 40 名の反対者が現在 10 名程度になっている。羽島市としてごみ焼却場は必要な施設であるため、何とかご理解いただけるようご協力いただきたい。
- ・ 将来に遺恨を残さないためにも、粘り強い話し合いをもっていただきたい。
- ・ 選定にあたり、設定した評価基準・項目について説明していただきたい。

選定評価項目については、組合の方が 11 項目、羽島市は 8 項目となる。羽島市における建設可能地域の選定のための評価項目については、岐阜羽島衛生施設組合において、平成 17 年 6 月 23 日に 2 市 2 町がそれぞれ候補地を出し、選定作業を行うことで、合意した。その後、平成 17 年 8 月 26 日に設置いたしました、助役を座長とする関係部課長で組織した羽島市一般廃棄物処理施設検討委員会で設定したものであり、恣意的に評価したものではない。

以上